

規制影響分析書(新設・改廃時)

| | | | |
|-----------------|---|--|---|
| 規制の名称 | 信託業の定義から除外する行為を明確化する。 | | |
| 担当部局 | 金融庁総務企画局企画課信託法令準備室 | 電話番号:03 - 3506 - 6000(内線3582) | |
| 評価実施日 | 平成19年4月4日 | | |
| 規制の内容・目的 | <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・弁護士等が行う弁護士業務に必要な費用に充てる目的で依頼者から金銭の預託を受ける行為 ・請負契約における請負人がその行う仕事に必要な費用に充てる目的で注文者から金銭の預託を受ける行為 <p>等を信託業の定義から除外する旨規定する。</p> <p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・信託業の定義から除外する委託者・受益者の保護に支障のない行為を明確化する。 | | |
| | 根拠条文 | 信託業法第2条第1項、信託業法施行令第1条の2 | |
| 想定され得る選択肢(代替手段) | 選択肢1(当規制) | 信託業の定義から除外する行為を明確化する。 | |
| | 選択肢2(代替手段) | 信託業の定義から除外する行為を明確化しない。(現状維持) | |
| 期待される効果 | 効果の要素 | 選択肢1の場合 | 選択肢2の場合 |
| | 国民への便益 | 委託者保護・受益者保護上問題のない範囲で信託行為が明確化される。 | 現行の委託者保護・受益者保護の水準が維持される。 |
| | 関連業界への便益 | 委託者保護・受益者保護上問題のない範囲で信託行為が明確化され、リーガルリスクが減少する。 | 現行の委託者保護・受益者保護の水準が維持される。 |
| | 社会的便益 | 委託者保護・受益者保護上問題のない範囲で信託行為が明確化される。 | 現行の委託者保護・受益者保護の水準が維持される。 |
| 想定される負担 | 負担の要素 | 選択肢1の場合 | 選択肢2の場合 |
| | 実施に要する負担(行政コスト) | 信託業の定義をめぐる解釈に関する行政コストが減少する。 | 信託業法の対象となる行為が明確化されないため、検査・監督コストは従来と変わらない。 |
| | 実施により生じる負担(遵守コスト) | 委託者保護・受益者保護上問題のない範囲が明確化されるため、遵守コストが減少する。 | 信託業法の対象となる行為が明確化されないため、信託業法の対象となるかは司法上の問題となり、遵守コストは従来と変わらない。 |
| | その他の負担(社会コスト) | 委託者保護・受益者保護上問題のない範囲で、信託業法の規制の対象外となるため、信託業務の効率化が促進され、受益者へ転嫁されるコストが減少する。 | 信託業法の対象となる行為が明確化されないため、信託業法の対象となるかは司法上の問題となり、信託業務の効率化が図られず、受益者へ転嫁されるコストは従来と変わらない。 |

規制影響分析書(新設・改廃時)

| | |
|----------|--|
| 各選択肢間の比較 | 選択肢1の場合、委託者保護・受益者保護上問題のない範囲で信託行為の自由度が増すとともに、検査・監督コスト、遵守コスト、社会コストが減少する。 選択肢2の場合、信託業法上の適用範囲が不明確となり、信託の利用が阻害される反面、検査・監督コスト、遵守コスト、社会コストが従来から変わらないこととなる。 以上の選択肢の効果と負担を比較考量した結果、選択肢1がより適切かつ効果的な規制と考えられる。 |
| 備考 | 金融審議会金融分科会第二部会報告「信託法改正に伴う信託業法の見直しについて」(平成18年1月26日)では、以下のとおり提言頂いた。 2. 新しい形態の信託類型に対する信託業法上の規制の対象範囲 (2) 預かり金等に対する規制の範囲 弁護士の預かり金、工事代金の前払い等、他の取引に付随して決済用の金銭の管理を行う形態が信託法上の信託と認められる場合()における、信託業法の適用の可否については、信託業法による顧客保護の必要性を踏まえて判断することが適当である。すなわち、これらの形態の中でも、他の取引契約や規制に基づき受託者義務の適切な遂行が確保し得る場合や、他の取引に基づく業者と顧客の関係を踏まえれば情報量・交渉力に差が生じるような関係とは考えられない場合については、信託業法による顧客保護が必要とされないことから、信託業法の適用の対象外とすることも差し支えないと考えられる。 こうした形態の中には、従来より判例上、信託法理を適用し倒産隔離の効果は認めるものの、信託業法の適用対象外とされてきたものもある。 |
| レビュー時期 | 平成24年9月末までに実施する予定。 |

(注)本分析書は、内閣府規制改革・民間開放推進室作成の規制影響分析(RIA)の試行的実施に関する実施要領に沿って試行的に作成したものである。

規制影響分析書(新設・改廃時)

| | | | |
|-----------------|---|--|--|
| 規制の名称 | 自己信託の登録が必要となる多数の者が受益権を取得する場合を新たに規定する。 | | |
| 担当部局 | 金融庁総務企画局信託法令準備室 | 電話番号:03 - 3506 - 6000(内線3582) | |
| 評価実施日 | 平成19年4月4日 | | |
| 規制の内容・目的 | 【内容】自己信託により多数の者が受益権を取得することができ内閣総理大臣の登録が必要になる場合として、50名以上の者が受益権を取得できる場合等を規定する。 | | |
| | 【目的】自己信託に係る登録制度が新設されたことに伴い、自己信託の受益権を50名以上の者が取得する場合、及びその可能性がある場合に内閣総理大臣の登録が必要になることとし、受益者保護の実効性を担保する。 | | |
| | 根拠条文 | 信託業法第50条の2第1項、信託業法施行令第15条の2 | |
| 想定され得る選択肢(代替手段) | 選択肢1(当規制) | 内閣総理大臣の登録が必要となる多数の者が自己信託の受益権を取得する場合について、多数の者を50名以上とする。 | |
| | 選択肢2(代替手段) | 内閣総理大臣の登録が必要となる多数の者が自己信託の受益権を取得する場合について、規制の対象範囲を狭め、多数の者を500名以上とする。 | |
| 期待される効果 | 効果の要素 | 選択肢1の場合 | 選択肢2の場合 |
| | 国民への便益 | 受益者が50名以上となる場合等について登録が必要となり、合理的な範囲で受益者保護が徹底され、自己信託に対する信頼性が高まることにより、その利用が期待される。 | 受益者が500名未満の場合は登録が不要となり、受益者が保護されない範囲が拡大するものの、自由に自己信託を行える範囲が拡大する。 |
| | 関連業界への便益 | 受益者が50名以上となる場合等について登録が必要となり、合理的な範囲で受益者保護が徹底され、自己信託に対する信頼性が高まることにより、その利用が期待される。 | 受益者が500名未満の場合は登録が不要となり、自由に自己信託を行える範囲が拡大する。 |
| | 社会的便益 | 受益者が50名以上となる場合等について登録が必要となり、合理的な範囲で受益者保護が徹底され、自己信託に対する信頼性が高まることにより、その利用が期待される。 | 受益者が500名未満の場合は登録が不要となり、自由に自己信託を行える範囲が拡大する。 |
| 想定される負担 | 負担の要素 | 選択肢1の場合 | 選択肢2の場合 |
| | 実施に要する負担(行政コスト) | 登録を必要とする自己信託について、検査・監督コストが発生する。 | 登録を必要とする自己信託について検査・監督コストが発生するものの、より低い水準となる。 |
| | 実施により生じる負担(遵守コスト) | 登録を必要とする自己信託について、設定者の遵守コストが発生する。 | 登録を必要とする自己信託について設定者の遵守コストが発生するものの、より低い水準となる。 |
| | その他の負担(社会コスト) | 信託業法の登録条件が課されるため、自由に自己信託を行える範囲が縮小する。 | 信託業法の登録条件が相対的に緩やかなため、受益者保護が徹底されず、自己信託に対する信頼性が低下するおそれがある。また、業者と受益者の交渉力の差等に鑑みれば、トラブルに伴う紛争コストは、受益者に転嫁される可能性が高い。 |

規制影響分析書(新設・改廃時)

| | |
|----------|---|
| 各選択肢間の比較 | <p>選択肢1の場合、合理的な範囲で受益者保護が徹底され、自己信託に対する信頼性が高まることにより、その利用が期待される一方で、新たな規制に伴うコストが発生する。</p> <p>選択肢2の場合、自己信託についてより利用者の選択の幅が広がる一方で、自己信託に対する信頼性が低下し、受益者保護の不徹底による紛争コスト等が発生するおそれがある。</p> <p>証券取引法上の有価証券の「募集」「売出し」の規制を参考とし、以上の選択肢を比較考量した結果、選択肢1がより適切かつ効果的な規制と考えられる。</p> |
| 備考 | <p>金融審議会金融分科会第二部会報告「信託法改正に伴う信託業法の見直しについて」(平成18年1月26日)では、以下のとおり提言頂いた。</p> <p>信託宣言にかかる信託業法上の規制の対象範囲については、現行の通常信託の規制対象の考え方に沿って、不特定多数の受益者を予定しているかどうかによって判断することが適当である。この場合、不特定多数とは、具体的には、一定の人数を超える受益者を予定しているかどうか()によって判断することが考えられる。</p> <p>他制度においても、現行証券取引法上の有価証券の「募集」「売出し」(第2条第3項及び第4項)に該当するのは「多数の者を相手方として行う場合として政令で定める場合」とされ、政令で50人と規定している例がある。</p> |
| レビュー時期 | 平成24年9月末までに実施する予定。 |

(注)本分析書は、内閣府規制改革・民間開放推進室作成の規制影響分析(RIA)の試行的実施に関する実施要領に沿って試行的に作成したものである。